

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成12年葉山町条例第9号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年6月5日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成 12 年葉山町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

介護保険法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

保険料率を算定する際に用いる特別控除額を規定している令第38条第4項が、第22条の2第2項と改められたため、当該規定を引用している条例の規定を改正することとした。

3 施行期日等

この条例は、平成30年8月1日から施行することとした。

葉山町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,000円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)~(14) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,000円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)~(14) (略)</p> <p>2 (略)</p>